

## 飲食店の基本的な感染防止対策の確認について

県では、飲食店の基本的な感染防止対策について、見回り調査として、現地を訪問の上、チェックリストに基づき確認をしてきましたが、確認済みであることが飲食店を利用される方にもわかるように、10月1日から「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」として、店舗において確認を証するステッカーを掲示いただくとともに、県のホームページにおいても店舗一覧の掲載を行うこととしました。

### 1 基本的感染防止対策の確認等

#### (1) 対象

千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型は除きます）

#### (2) 確認項目

基本的な感染防止対策である以下の4項目

- ①アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）、②手指消毒の徹底、  
③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底

#### (3) 手続き等

- ・9月30日までに再度の見回り調査により、基本的な事項の確認を行います。
- ・確認項目を満たした店舗に対しては、後日、基本対策確認店のステッカーを送付しますので、各店舗においてステッカーの掲示を行っていただきます。

※休業中の店舗については、順次、事務局から連絡をした上で訪問します。

店舗等にいらっしゃらない方は、下記までお問い合わせください。

### 2 「基本対策確認店」の周知等

- ・県では、基本的な感染防止対策が取られている飲食店として県HPに掲載します。
- ・今後、県内で緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置区域となった場合には、現行の国の基本的対処方針によれば、「基本対策確認店」について、酒類提供が認められる場合があります。

※「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」については、より厳しい基準を満たしていますので、この確認は不要です。

### 3 お問い合わせ先

千葉県飲食店調査事務局

・受付時間 11：00～20：00（土日祝日含む）

・電話番号

① 047-703-7127

（市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、  
八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市）

② 043-239-6236（上記以外の市町村）

### 【ステッカー（原寸大）】

